

証券コード 7133
2025年6月11日
(電子提供措置開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号
HYUGA PRIMARY CARE株式会社
代表取締役社長 黒 木 哲 史

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第18回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.hyuga-primary.care>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「HYUGA PRIMARY CARE」又は「コード」に当社証券コード「7133」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月25日（水曜日）午後6時まで**に議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目3番3号
ANAクラウンプラザホテル福岡 2階 「クラウンランドボールルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
※昨年迄定時株主総会終了後に開催しておりました経営戦略説明会は、本年は開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しておりません。
- ・「連結計算書類」の「連結注記表」
 - ・「計算書類」の「個別注記表」
- なお、監査役及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年 6 月26日 (木曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時30分)



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年 6 月25日 (水曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年 6 月25日 (水曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(横用紙)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案	
賛成の場合 「賛」の欄に○印	反対の場合 「否」の欄に○印
第2・3号議案	
全員賛成の場合 「賛」の欄に○印	全員反対の場合 「否」の欄に○印

一部の候補者に反対の場合
「賛」の欄に○印をし、右欄に反対の
候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

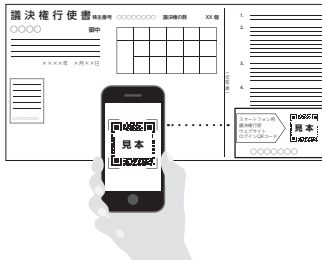
議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

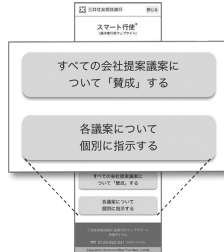
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



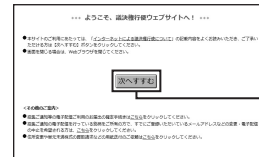
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

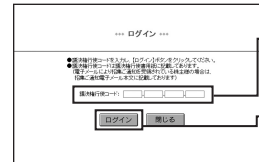
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

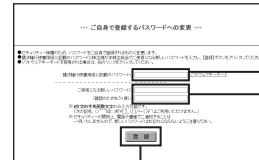
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、企業理念である「24時間365日、自宅で安心して療養できる社会インフラを創る。」の実現を目指して、より一層の業容拡大に向けた必要な投資を実施すること、及び持続的な成長を実現するための財務基盤の強化を図ることも、大変重要であると考えており、利益還元の実施につきましては、各事業年度の収益状況及び今後の事業展開に備えるための内部留保などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当社は、成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に内部留保資金を充当し、一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるものと考え、これ迄剰余金の配当を実施しておりませんでした。2025年3月期は業績が好調に推移し、主力3事業、特に在宅訪問薬局事業が復調となったことから、事業の順調な成長を踏まえ、成長機会に対する投資を実行しつつも利益還元を両立出来ると判断し、当期における剰余金の配当（初配）につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

今後も、利益成長に合わせて安定的かつ継続的配当を目指してまいります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額 142,601,440円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名（うち社外取締役2名）全員が任期満了となります。
つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役の3分の1が社外取締役となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位	取締役会 出 席 率
1	くろ ぎ てつ じ 黒 木 哲 史 再任	代表取締役社長	100 % (14回中14回)
2	やま さき たけ お 山 崎 武 夫 再任	取締役	100 % (14回中14回)
3	おお にし とも あき 大 西 智 明 再任	取締役	100 % (14回中14回)
4	しろ お こう へい 城 尾 浩 平 再任	取締役	100 % (14回中14回)
5	お がわ しん じろう 小 川 真二郎 再任 社外 独立	社外取締役	100 % (14回中14回)
6	さ えき きょう こ 佐 伯 恭 子 再任 社外 独立	社外取締役	100 % (14回中14回)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1 再任	くろ ぎ てつ じ 黒 木 哲 史 (1978年3月15日)	2001年4月 アイワ調剤株式会社入社 2002年4月 株式会社コクミン入社 2003年4月 沢井製薬株式会社入社 2007年11月 Hyuga Pharmacy 株 式 会 社（現 HYUGA PRIMARY CARE 株 式 会 社）設立代表取締役社長（現任） 2012年7月 株式会社WILL取締役 2016年3月 株式会社くらし計画社外取締役 2017年4月 社会福祉法人ひのき会評議員（現任） 2019年6月 社会福祉法人彩幸会理事（現任） 2022年3月 全国介護事業者政治連盟理事（現任） 2023年4月 当社在宅訪問薬局事業本部管掌 2024年1月 PRIMARY ASSET ONE 株 式 会 社 （現PADDY FIELD株式会社）代表 取締役社長 2024年12月 一般社団法人在宅医療薬局連盟幹事 長（現任）	1,357,200株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2 再任	やま さき たけ お 山 崎 武 夫 (1983年8月10日)	2004年8月 株式会社テレウェイヴリンクス（現株式会社アイフラッグ）入社 2006年10月 日本テレネット株式会社入社 2007年10月 株式会社ギャザーコム設立同社代表取締役 2012年4月 医療法人徳志会あさひクリニック理事 あさひクリニック事務長 東海クリニック事務長 2015年6月 当社社外取締役 2016年10月 医療法人徳志会あさひクリニック監査役 2017年12月 株式会社さしの森取締役 2020年4月 当社取締役 事業開発本部長 2021年4月 当社取締役 事業開発本部長 兼 ICT事業部長 2022年4月 当社取締役 介護本部管掌 2023年4月 当社取締役 介護本部・事業開発本部管掌 2023年9月 当社取締役 介護本部・事業開発本部・HR本部・西日本在宅訪問薬局事業本部管掌 兼 西日本在宅訪問薬局事業本部長 2024年4月 当社取締役 介護営業本部・施設介護本部・事業開発本部・HR本部・西日本在宅訪問薬局事業本部管掌 兼 西日本在宅訪問薬局事業本部長 2024年10月 PADDY FIELD株式会社代表取締役社長（現任） 2025年2月 当社取締役 事業開発本部・経営支援事業本部・西日本在宅訪問薬局事業本部・HR本部管掌 兼 西日本在宅訪問薬局事業本部長 2025年4月 当社取締役 事業開発本部・経営支援事業本部・在宅訪問薬局事業本部・HR本部管掌 兼 在宅訪問薬局事業本部長（現任）	216,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3 再任	おお にし とも あき 大 西 智 明 (1977年9月22日)	1998年4月 中部電力株式会社入社 2006年1月 株式会社CMC入社 2008年1月 株式会社ファースト工房取締役 2014年3月 新日本製菓株式会社入社 2016年1月 楽天株式会社（現楽天グループ株式 会社）入社 2016年10月 新日本製菓株式会社入社 2019年12月 当社入社 財務経理部長 2020年4月 当社取締役 管理本部長 2022年4月 当社取締役 企画本部・管理本部管掌 2023年4月 当社取締役 企画本部・管理本部・ HR本部管掌 兼 企画本部長 2023年9月 当社取締役 企画本部・管理本部管 掌 兼 企画本部長（現任） 2025年5月 株式会社松尾薬局取締役（現任）	18,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4 再任	しろ お こう へい 城 尾 浩 平 (1978年11月12日)	2001年4月 株式会社大賀薬局入社 2009年8月 当社入社 2011年6月 当社店舗運営部長 2013年10月 当社取締役 運営部長 2014年10月 当社取締役 第二エリア部長 2018年1月 当社取締役 調剤事業部長 2019年10月 当社取締役 事業本部長 2021年6月 当社取締役 事業本部長 兼 西日本 在宅訪問薬局事業部長 2022年4月 当社取締役 在宅医療本部・ビジネ スサポート本部管掌 兼 在宅医療本 部長 2023年1月 当社取締役 在宅訪問薬局事業本 部・医療介護連携事業本部・ビジネ スサポート本部管掌 兼 医療介護連 携事業本部長 2023年4月 当社取締役 医療介護連携事業本 部・ビジネスサポート本部管掌 兼 医療介護連携事業本部長 2023年9月 当社取締役 医療介護連携事業本 部・ビジネスサポート本部・東日本 在宅訪問薬局事業本部管掌 兼 医療 介護連携事業本部長・東日本在宅訪 問薬局事業本部長 2024年4月 当社取締役 経営支援事業本部・東 日本在宅訪問薬局事業本部管掌 兼 東日本在宅訪問薬局事業本部長 2025年2月 当社取締役 施設介護本部・介護営 業本部・東日本在宅訪問薬局事業本 部管掌 兼 介護営業本部長・東日本 在宅訪問薬局事業本部長 2025年4月 当社取締役 介護事業推進本部・介 護運営本部管掌（現任）	197,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5 再任	お がわ しん じ ろう 小 川 真二郎 (1978年8月17日)	2001年9月 株式会社全国賃貸住宅新聞社入社 2005年8月 ケアテンプ株式会社（現パーソルワークスデザイン）入社 2010年3月 株式会社クレスト入社 2011年8月 株式会社アドスピード入社 2012年7月 株式会社高齢者住宅新聞社入社 2019年7月 当社監査役 2019年9月 株式会社高齢者住宅新聞社取締役（現任） 2021年3月 当社社外取締役（現任）	0株
6 再任	さ えき きょう こ 佐 伯 恭 子 (1983年1月5日)	2006年4月 タルボットジャパン株式会社入社 2015年2月 有限責任あずさ監査法人入社 2020年7月 佐伯公認会計士事務所代表（現任） 2023年6月 当社社外取締役（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小川真二郎氏及び佐伯恭子氏は社外取締役候補者であります。
3. 小川真二郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、主に企業経営者としての経験と医療介護分野における幅広い知識・見識を有しており、これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したことから、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 佐伯恭子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知見を活かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したことから、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、小川真二郎氏及び佐伯恭子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各候補者が取締役に再度選任され就任した場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求等を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に再度選任され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
7. 当社は、小川真二郎氏及び佐伯恭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各候補者が取締役に再度選任され就任した場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、両氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社に おける地位	取締役会 出 席 率	監査役会 出 席 率
1	みなみ たに ひろ たか 南 谷 洋 至 再任 社外 独立	常勤監査役 社外監査役	100 % (10回中10回)	100 % (11回中11回)
2	くま もと のぶ はる 熊 本 宣 晴 再任 社外 独立	社外監査役	100 % (14回中14回)	100 % (17回中17回)
3	いい づか たか し 飯 塚 貴 司 新任 社外 独立	—	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1 再任	みなみ たに ひろ たか 南 谷 洋 至 (1955年11月13日)	1989年4月 福岡県弁護士会弁護士登録 1989年4月 南谷知成法律事務所（現南谷綜合法律事務所）入所 1999年4月 南谷洋至法律事務所開所代表（現任） 2002年4月 福岡県弁護士会業務事務局長 2005年4月 裁判員制度実現本部事務局長 2009年5月 筑紫野市政治倫理審査会会長 2011年6月 株式会社メンテック社外監査役（現任） 2015年7月 株式会社ドット・コミュニケーションズ社外取締役（現任） 2019年6月 社会福祉法人悲田院理事（現任） 2024年6月 当社常勤監査役（現任） 2024年6月 PRIMARY ASSET ONE 株式会社（現PADDY FIELD株式会社）監査役（現任） 2025年5月 株式会社松尾薬局監査役（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2 再任	くま もと のぶ はる 熊 本 宣 晴 (1959年5月25日)	1983年4月 厚生省入省 2007年8月 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻 薬対策課長 2009年7月 同局総務課長 2010年7月 企業年金連合会企画振興部長 2012年9月 全国健康保険協会総務部長 2014年4月 厚生労働省中国四国厚生局長 2016年2月 株式会社日本医薬総合研究所顧問 2018年6月 同社専務取締役 2021年3月 当社監査役（現任） 2021年8月 株式会社P・マインド社外取締役 2022年3月 アダストリア健康保険組合顧問（現任）	0株
3 新任	いい づか たか し 飯 塚 貴 司 (1969年5月24日)	1993年12月 全日本空輸株式会社入社 2001年9月 九州合同税務会計権藤説子事務所入所 2004年4月 新日本税理士法人福岡入所 2007年4月 中小企業基盤整備機構事業承継コー ディネーター/経営支援アドバイザー 2007年4月 いいづか税理士事務所代表（現任） 2015年12月 社会福祉法人ほっと福祉会監事（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 南谷洋至氏、熊本宣晴氏及び飯塚貴司氏は社外監査役候補者であります。
3. 南谷洋至氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、長年にわたる企業法務に関する幅広い経験及び専門的かつ高い見識に基づき、公正中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言をいただける人材であると判断したことから、社外監査役候補者いたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 熊本宣晴氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり行政に務めた経験に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営の監視ができること、また、当社の事業領域において高度な見識を有していることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したことから、社外監査役候補者いたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 飯塚貴司氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知見を活かして客観的な立場からの監査を実施するうえで、当社の監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したことから、社外監査役候補者いたしました。

6. 当社は、南谷洋至氏及び熊本宣晴氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各候補者が監査役に再度選任され就任した場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、飯塚貴司氏が監査役に選任され就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求等を提起された場合において、当社監査役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
9. 当社は、南谷洋至氏及び熊本宣晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各候補者が監査役に再度選任され就任した場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、両氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
10. 当社は、飯塚貴司氏が監査役に選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の相互関税導入発表やロシアによるウクライナ侵攻など地政学的な影響を受け、物価上昇など事業環境は依然不安定な状況です。

当社グループの属する医療・介護業界においては、2024年6月に調剤報酬改定（薬価等の改定は2024年4月）、介護報酬改定が行われ、団塊の世代が後期高齢者になる超高齢化社会2025年問題に対応した本格的な在宅医療介護時代が始まっていると言えます。

当社グループは、企業理念である「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を実現するため、医療依存度が高く、要介護度が高い在宅患者様に適応した高齢者施設の運営を開始し、2024年12月に3棟目となる「プライマリケアホームひゅうが熊本はません」を開設しました。また、在宅訪問薬局事業及びきらりプライム事業の着実な拡大を図り、「プライマリーケアのプラットフォーム企業」という目標に向けて尽力しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,984百万円（前期比20.5%増）となり、利益面では営業利益が1,051百万円（前期比48.0%増）、経常利益が1,022百万円（前期比42.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が719百万円（前期比63.0%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(在宅訪問薬局事業)

在宅訪問薬局事業では、前連結会計年度に新型コロナウイルス感染症対応及び在宅患者の増加に伴い業務負荷の増大による離職率の増加が課題となっておりました。当連結会計年度中はドミナント出店による配送効率の向上、AIを利用した報告書作成RPAの導入などの業務負荷低減施策が軌道に乗り、薬剤師の離職率が前期に比べ10%超低減いたしました。在宅患者数は当連結会計年度末時点において9,973人(前期比6.6%増)と好調に推移しております。当連結会計年度では新たなドミナント拠点として鹿児島県、熊本県に県下初出店を果たし、全国で合わせて9店舗を開局したことで合計53店舗となりました。引き続きドミナント出店戦略の推進だけでなく新たな拠点作りを進めております。

以上の結果、売上高は7,117百万円（前期比9.0%増）、セグメント利益は647百万円（前期比1.9%増）となりました。

(きらりプライム事業)

きらりプライム事業は、中小規模の薬局と提携し、効率的な在宅薬局の運営ノウハウの提供、人材研修、24時間対応のためのオンコール体制の支援、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム（ファミケア）の貸与及び医薬品購入支援などのサービスを行っております。

当連結会計年度では、コンサルティングサービスを含めたパッケージプラン(基本料金・ファミケアの貸与・医薬品購入支援・在宅患者獲得支援などをセット)の提供及び高齢者施設開設支援コンサルティング（リージョンプライム）を開始しARPU（※）の向上に努めております。中小規模の薬局における在宅薬局の認知が高まっているなか、当事業の営業体制の強化及び大手医薬品卸会社の協力によるセミナー開催などの加盟店増加施策を実施したことで、当連結会計年度末時点で加盟法人数は834社(前期末は704社)、加盟店舗数は2,490店舗(前期末は1,870店舗)となりました。

以上の結果、売上高は1,279百万円（前期比52.9%増）、セグメント利益は782百万円（前期比61.3%増）となりました。

※ARPU（Average Revenue Per User） 1店舗当たりの平均売上単価

(プライマリケアホーム事業)

プライマリケアホーム事業では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを行う住宅型有料老人ホームを運営しております。当事業の特徴は在宅訪問薬局事業で培った在宅医療ノウハウとネットワークを生かし、要介護度が高く、医療依存度が高い在宅患者に対応できる施設であることです。

2024年12月には3棟目となる「プライマリケアホームひゅうが熊本はません」（定員168名）を開設いたしました。1棟目の「プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台」及び2棟目の「プライマリケアホームひゅうが博多麦野」は、稼働率が安定して90%を超え、3棟目の開設コストがあるものの通期で黒字転換いたしました。

プライマリケアホーム事業にはケアプランサービス、福祉用具貸与サービスを含んでおりますが、施設入居者が順調に増加していることから、相乗効果によりこれらサービスも拡大傾向にあります。

以上の結果、売上高は1,586百万円（前期比79.6%増）、セグメント利益は184百万円（前期比23.5倍）となりました。

(その他事業)

当社グループのその他事業には、ICT事業を含めております。

ICT事業は介護現場の労務負担軽減を目的とした機器を開発しております。

当連結会計年度では、入居者の離床、座位、臥床を検知するベッドセンサーを開発し、当社グループの介護施設での実装実験を進めております。このベッドセンサーは、介護保険適用となるTAISコード及び貸与マークを取得したことで「福祉用具貸与商品」として取り扱うことが可能となり、当社グループの施設で貸与を開始し、プライマリケアホーム事業の福祉用具貸与サービスとして収益を上げております。

また、オムツ内の排泄の有無、量を検知・計測する「排泄見守りセンサー」を追加開発し、高齢者のQOLの向上ならびに排泄ケアにおける介護現場の労務負担軽減を図る取り組みを進めております。

その他事業では、主力3事業と連携を高め事業を推進しております。

以上の結果、売上高は1百万円（前期比94.6%減）、セグメント損失は13百万円（前期はセグメント損失9百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は625百万円となりました。その主なものは、新規出店、既存店舗の設備更新及び住宅型有料老人ホーム開設に伴う設備投資及び在宅訪問支援情報システム（ファミケア）の改修によるものであります。セグメントごとの設備投資額は、在宅訪問薬局事業387百万円、きらりプライム事業15百万円、プライマリケアホーム事業182百万円、その他事業20百万円、全社共通17百万円であります。これらの投資に必要な資金は、自己資金により充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、プライマリケアホーム事業において住宅型有料老人ホーム「プライマリケアホームひゅうが」の開設に伴う資金調達のため、主要取引金融機関とシンジケート方式によるコミットメント期間付タームローン契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を経営理念としており、在宅患者の身近に基本的な医療・介護・住まいの相談に乗ってくれる窓口となり、要介護状態となっても水道、電気のような社会インフラと同様にいつでも生活の助けとなれるプライマリーケアを目指しております。

また、医療・介護事業者等を地域内で繋ぎ、在宅患者を中心として連携されたネットワークの中で、安心して住み慣れた環境で過ごすことができる体制を、プライマリーケアのプラットフォーム企業として定義し、患者及び利用者のニーズに応えながら、社会的課題の解決に貢献してまいります。

このような考えのもと、在宅患者へお薬をお届け又は外来患者へお薬をお渡しする在宅訪問薬局事業や、在宅患者をサポートしようとする中小薬局事業者への支援としてきらりプライム事業を拡大し、1社だけではできないより多くの在宅患者に直接、間接を問わず包括的なケアができる体制を構築してまいります。さらに、要介護度が高く、医療依存度が高い在宅患者に対応できる住宅型有料老人ホームを運営するプライマリケアホーム事業を加えた3事業を柱に、増加する在宅患者に対応してまいります。

2. 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、プライマリーケアのプラットフォーム企業となるべく、対処すべき課題を以下のとおり取り組んでまいります。

① 在宅患者数の増加に対応する店舗出店及び業務負荷低減

当社グループは、自宅で療養する患者数の増加に対応するために出店を進めており、現在は福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、東京都、神奈川県及び千葉県において在宅患者に届ける薬の配送効率を高めるドミナント戦略を展開するだけでなく、新たなドミナント拠点を開発しております。当社のきらりプライム加盟先は全国に広がっていることから、今後きらりプライム加盟先が多い地域に出店し、仮想ドミナントを形成する新たな出店形態を構築してまいります。また、大手調剤薬局が大型門前薬局を展開していく方向性に対して、当社グループは比較的外来処方箋枚数が少ない中小規模薬局を当社の在宅訪問薬局モデルと合わせることで収益性を高めることができます。一方で2024年4月（施行は2024年6月）の調剤報酬改定により、在宅患者に対するサービスに調剤報酬加算（在宅薬学総合体制加算など）が拡充されたため、今後は在宅患者を専門とする出店を増加する計画です。1店舗当たりの在宅患者数は平均200人程度ですが、出店エリアにより平均の3倍程度の在宅患者数を担当する店舗があり、薬局スタッフの高い負荷が課題です。調剤報酬改定を機に在宅専門店の出店によりドミナントを再編及びAIを利用した報告書作成RPAの導入など薬局スタッフの負荷軽減による労働環境の改善と在宅患者数の増加に対応します。

② きらりプライム加盟法人数の拡大

当社グループの直営店舗の出店だけでは、経営理念にある社会インフラと呼べる状態を速やかに構築するのは困難と考えております。大手調剤薬局事業者の寡占度合が低い調剤薬局市場では、中小規模の薬局が多く、この中小規模の薬局事業者との連携を拡大し、当社のノウハウを在宅薬剤師の採用育成により提供することで多くの在宅患者にサービスを提供できる体制を構築してまいります。

現在、47都道府県に加盟法人が広がっておりますが、地域、エリアによっては、加盟法人数の濃淡があります。当社グループの営業人材を戦略的に配置することで、開拓できていない地域、エリアの加盟法人数の増加を図ります。

③ プライマリケアホーム事業の拡大

当社グループが属する医療介護業界は、後期高齢者人口の増加、要介護者数の増加する中、社会保障財源の課題がある我が国は病院の病床数の削減を進めており、地域単位で在宅医療、介護に対応する体制の構築が求められております。このような社会課題を解決するため、当社グループは医療の依存度が高く、要介護度も高い在宅患者に適応し大型化した高齢者施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス）を展開するプライマリケアホーム事業を拡大し在宅患者を効率的かつ包括的に支えていく取り組みを進めてまいります。

④ 人材の獲得と育成

当社グループがプライマリケアのプラットフォーム企業となるためには、在宅訪問薬局だけでなく、多様なサービスを提供していくために優秀な人材の獲得と育成を進める必要があります。医療、介護業界以外の異業種からも人材を求めていくことや、獲得した人材を長期にわたり引き付けていく人事制度を構築してまいります。

⑤ 内部統制とコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、意思決定のプロセスにおける透明性を確保し、迅速化による経営の効率性を高め、業務執行において内部統制機能充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上重要な課題と考えております。そのため、コンプライアンス体制の強化、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

(7) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第15期 2022年3月期	第16期 2023年3月期	第17期 2024年3月期	第18期 2025年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	—	—	8,285	9,984
経 常 利 益 (百万円)	—	—	716	1,022
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	—	—	441	719
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	62.05	101.12
総 資 産 (百万円)	—	—	6,354	7,051
純 資 産 (百万円)	—	—	1,643	2,371
1株当たり純資産 (円)	—	—	231.46	332.65

(注) 第17期より連結計算書類を作成しているため、第16期以前の数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

	第15期 2022年3月期	第16期 2023年3月期	第17期 2024年3月期	第18期 2025年3月期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	5,782	6,657	8,284	9,981
経 常 利 益 (百万円)	506	557	718	1,040
当 期 純 利 益 (百万円)	328	382	441	729
1株当たり当期純利益 (円)	95.80	53.92	62.06	102.61
総 資 産 (百万円)	2,531	2,914	4,441	5,207
純 資 産 (百万円)	1,072	1,483	1,643	2,382
1株当たり純資産 (円)	306.44	207.61	231.48	334.15

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

また、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当該処理は、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況**① 親会社の状況**

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
PADDY FIELD株式会社	5百万円	100.0%	不動産賃貸業

(注) 2024年10月15日付で、PRIMARY ASSET ONE株式会社は、PADDY FIELD株式会社に社名変更いたしました。

(9) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
在宅訪問薬局事業	医療機関の発行する処方箋に基づき、外来患者及び在宅患者に医薬品を交付する事業
きらりプライム事業	他薬局との連携を拡大し、在宅薬局の運営及び介護施設の開業・運営ノウハウ、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム及び医薬品の購入支援等を提供する事業
プライマリケアホーム事業	高齢者施設を運営し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業

(10) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社
営業所
（在宅訪問薬局事業）53店舗

福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号

所 在 地		店 舗 名
福 岡 県	福 岡 市	(きらり薬局) 桧原店、田島店、姪浜店、名島店、重留店、天神BiVi福岡店、南福岡店、今宿店、井尻店、舞鶴店、清川店、愛宕浜店、藤崎店、三苫店、千早店、今宿東店、野多目店、次郎丸店
	春 日 市	(きらり薬局) 春日店
	大 野 城 市	(きらり薬局) 大野城店
	太 宰 府 市	(きらり薬局) 太宰府店、五条店
	久 留 米 市	(きらり薬局) 久留米店、日吉町店
	北 九 州 市	(きらり薬局) 小倉駅前店、二島店 ぴよんた薬局、Cycle Pharmacy
	福 津 市	(きらり薬局) 福津店
	直 方 市	(きらり薬局) 直方店
	糸 島 市	(きらり薬局) 糸島店、南風台店
	小 郡 市	(きらり薬局) 津古店
	糟 屋 郡	(きらり薬局) 志免店
佐 賀 県	鳥 栖 市	(きらり薬局) 鳥栖店
鹿 児 島 県	鹿 児 島 市	(きらり薬局) 松元店
熊 本 県	熊 本 市	(きらり薬局) 江越店
東 京 都	江 東 区	(きらり薬局) 門前仲町店
	品 川 区	(きらり薬局) 大井町店
千 葉 県	千 葉 市	(きらり薬局) 鎌取店、若松町店、千葉中央店、新検見川店、幸町店、蘇我店
	八 千 代 市	(きらり薬局) 八千代台店
	船 橋 市	(きらり薬局) 馬込沢店

神奈川県	横浜市	(きらり薬局) 横浜日吉店、箕輪町店、菊名店、東戸塚店
	小田原市	(きらり薬局) 小田原店
	川崎市	(きらり薬局) 新百合ヶ丘店

- (注) 1. 2025年4月1日付で、きらり薬局井相田店を新規開局いたしました。
2. 2025年6月1日付で、きらり薬局本千葉店を新規開局いたしました。

(プライマリケアホーム事業) 3事業所

所在地	事業所名
福岡県	春日市 プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台
	福岡市 プライマリケアホームひゅうが博多麦野
熊本県	熊本市 プライマリケアホームひゅうが熊本はません

- (注) 2025年4月18日付で、プライマリケアホームひゅうが久留米聖マリア病院前駅を新規開所いたしました。

(ケアプランサービス) 3事業所

所在地	事業所名
福岡県	福岡市 ケアプランサービス ひゅうが 姪浜
	大野城市 ケアプランサービス ひゅうが
	久留米市 ケアプランサービス ひゅうが 久留米

- (注) 2024年8月31日付で、ケアプランサービス ひゅうが 鎌取の事業を休止し、2025年3月31日付で、同事業所を閉鎖いたしました。

② 子会社

PADDY FIELD株式会社	本社（福岡県春日市）
-----------------	------------

- (注) 1. 2024年10月15日付で、PRIMARY ASSET ONE株式会社は、PADDY FIELD株式会社に社名変更いたしました。
2. 2025年5月1日に株式会社松尾薬局の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(11) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
在宅訪問薬局事業	378 (91) 名	55 (1)
きらりプライム事業	56 (0) 名	29 (0)
プライマリケアホーム事業	229 (43) 名	91 (21)
その他の事業	1 (0) 名	▲17 (0)
全社 (共通)	44 (3) 名	6 (2)
合計	708 (137) 名	164 (24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む) は、年間の平均人員を () にて外数で記載しております。なお、当社及び当社子会社から社外への出向者、社外から当社及び当社子会社への受入出向者はおりません。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しているものであります。
3. 親会社である当社が事務処理を行っているため、当社子会社には従業員はおりません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
708名	164名増	37歳8ヶ月	2年6ヶ月

- (注) 1. 従業員数には、臨時雇用者137名は含まれておりません。
2. 臨時従業員数を、年間の平均人員で記載しております。
3. 前事業年度末に比べ従業員数が164名増加しております。主な理由は、在宅訪問薬局事業の新規開局及びプライマリケアホーム事業の新規開所に伴う採用が増加したことによるものであります。

(12) 当社グループの主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社福岡銀行	1,943百万円
株式会社みずほ銀行	213百万円
株式会社三井住友銀行	86百万円
株式会社西日本シティ銀行	15百万円
合計	2,259百万円

(注) 当社は、プライマリケアホーム事業における介護施設建設のため、上記以外に複数の金融機関との間で借入限度額1,400百万円のコミットメントライン契約を締結しております。(借入実行額なし)

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数26,000,000株
- ② 発行済株式の総数7,277,200株
- ③ 株 主 数846名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
黒 木 哲 史	1,357,200株	19.03%
一 般 社 団 法 人 H y u g a	900,000株	12.62%
株 式 会 社 シ ー ュ ー シ ー	840,000株	11.78%
エ ム ス リ ー 株 式 会 社	699,600株	9.81%
エ ム ス リ ー キ ャ リ ア 株 式 会 社	500,400株	7.01%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	416,800株	5.84%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	245,900株	3.44%
山 崎 武 夫	216,000株	3.02%
城 尾 浩 平	197,400株	2.76%
別 府 鵬 飛	158,000株	2.21%

（注）持株比率は自己株式（147,128株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2020年3月23日	
新 株 予 約 権 の 数		14個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 8,400株 (新株予約権 1 個につき 600株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 格		新株予約権 1 個当たり 115,200円 (1 株当たり 192円)	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		2022年3月24日から2030年3月23日まで	
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 14個 目的となる株式数 8,400株 保有者数 2人	
	社 外 取 締 役	—	

(注) 1. 監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 第4回新株予約権行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - ② 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
 - ④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 2021年10月1日付で行った普通株式1株を300株とする株式分割及び2023年4月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、現在及び将来の役職員に対する貢献意欲や士気をより一層高め、当社の価値向上に寄与することを目的とし、時価発行新株予約権信託を導入しております。当該新株予約権の概要は次のとおりです。

	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2021年2月25日
新 株 予 約 権 の 数	469個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 281,400株 (新株予約権 1 個につき 600株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権 1 個当たり 250,200円 (1 株当たり 417円)
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2022年7月1日から2031年3月2日まで
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件	(注) 1.2.3.

- (注) 1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載される営業利益が550百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本新株予約権を行使する権利は第17回定時株主総会報告後に確定しております。
2. 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合又は当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
3. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 信託期間満了日（2025年3月31日）の到来に伴い、当社従業員1名に交付されることにより、時価発行新株予約権設定契約は既に終了しております。当事業年度末日における本新株予約権者は、当社取締役2名、当社従業員3名となっております。
5. 2021年10月1日付で行った普通株式1株を300株とする株式分割及び2023年4月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	黒 木 哲 史	社会福祉法人ひのき会 評議員 社会福祉法人彩幸会 理事 全国介護事業者政治連盟 理事 一般社団法人在宅医療薬局連盟 幹事長
取 締 役	山 崎 武 夫	事業開発本部管掌 経営支援事業本部管掌 西日本在宅訪問薬局事業本部管掌 兼 西日本在宅訪問薬局事業本部長 HR本部管掌 PADDY FIELD株式会社 代表取締役社長
取 締 役	大 西 智 明	管理本部管掌 企画本部管掌 兼 企画本部長
取 締 役	城 尾 浩 平	施設介護本部管掌 介護営業本部管掌 兼 介護営業本部長 東日本在宅訪問薬局事業本部管掌 兼 東日本在宅訪問薬局事業本部長
取 締 役	小 川 真 二 郎	株式会社高齢者住宅新聞社 取締役
取 締 役	佐 伯 恭 子	佐伯公認会計士事務所 代表
常 勤 監 査 役	南 谷 洋 至	南谷洋至法律事務所 代表 株式会社メンテック 社外監査役 株式会社ドット・コミュニケーションズ 社外取締役 社会福祉法人悲田院 理事 PADDY FIELD株式会社 監査役
監 査 役	武 井 孝 太	河野・野田部法律事務所
監 査 役	熊 本 宣 晴	アダストリア健康保険組合 顧問

- (注) 1. 取締役小川真二郎及び取締役佐伯恭子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役南谷洋至氏、監査役武井孝太氏及び監査役熊本宣晴氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役南谷洋至氏は、2024年6月27日開催の第17回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
5. 常勤監査役松井節夫氏は、2024年6月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

6. 常勤監査役南谷洋至氏は、2024年6月に、当社子会社PRIMARY ASSET ONE株式会社（現PADDY FIELD株式会社）の監査役に就任いたしました。
7. 当社子会社PRIMARY ASSET ONE株式会社は、2024年10月に、社名をPADDY FIELD株式会社へ変更いたしました。なお、代表取締役社長黒木哲史氏が、同社代表取締役社長を辞任により退任し、取締役山崎武夫氏が、同社代表取締役社長に就任いたしました。
8. 代表取締役社長黒木哲史氏は、2024年12月に、一般社団法人在宅医療薬局連盟幹事長に就任いたしました。
9. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の変更は、次のとおりであります。
 - ① 2025年4月1日付で取締役山崎武夫氏は、事業開発本部管掌、経営支援事業本部管掌、西日本在宅訪問薬局事業本部管掌及び西日本在宅訪問薬局事業本部長並びにHR本部管掌から、事業開発本部管掌、経営支援事業本部管掌、在宅訪問薬局事業本部管掌及び在宅訪問薬局事業本部長並びにHR本部管掌となりました。
 - ② 2025年4月1日付で取締役城尾浩平氏は、施設介護本部管掌、介護営業本部管掌並びに東日本在宅訪問薬局事業本部管掌及び東日本在宅訪問薬局事業本部長から、介護事業推進本部及び介護運営本部管掌となりました。
 - ③ 2025年5月14日付で取締役大西智明氏は、当社子会社株式会社松尾薬局の取締役に就任いたしました。
 - ④ 2025年5月14日付で常勤監査役南谷洋至氏は、当社子会社株式会社松尾薬局の監査役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役小川真二郎氏、取締役佐伯恭子氏、常勤監査役南谷洋至氏、監査役武井孝太氏及び監査役熊本宣晴氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	87 (3)	87 (3)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13 (11)	13 (11)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	101 (15)	101 (15)	－ (－)	－ (－)	10 (5)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年10月31日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年10月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
4. 取締役の報酬は、「役員報酬決定基準書（内規）」に基づき、基本報酬を取締役会決議により決定しております。
5. 監査役の支給人員には、2024年6月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任した監査役1名を含んでおります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の内容に関する決定方針について2022年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

なお、当該報酬等は、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準となるように設計するものとし、業務執行取締役及び社外取締役共にその職務を鑑みた固定報酬のみの構成とする。今後、企業業績と企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系の構築を検討するものとする。なお、取締役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2014年10月31日であり、その内容は取締役の報酬額の総額を年額100百万円以内とするものであり、これを金銭報酬の限度とする。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬並びに非金銭報酬（募集株式及び募集新株予約権を含む金銭以外のもの）等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

該当事項はありません。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項はありません。

オ. 取締役の個人別の報酬額の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、社外取締役及び社外監査役の意見を聴取し定めた「役員報酬決定基準書（内規）」に基づき、取締役会へ個別の報酬額を提案し、具体的な各取締役の個別の報酬額は取締役会決議によって決定するものとする。

⑥ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小川真二郎氏は、株式会社高齢者住宅新聞社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐伯恭子氏は、佐伯公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役南谷洋至氏は、南谷洋至法律事務所代表、株式会社メンテック社外監査役、株式会社ドット・コミュニケーションズ社外取締役、社会福祉法人悲田院理事及びPADDY FIELD株式会社監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役武井孝太氏は、河野・野田部法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役熊本宣晴氏は、アダストリア健康保険組合の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小 川 真二郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 主に企業経営者としての経験と医療介護分野における幅広い知識・見識に基づき独立した客観的な立場から、取締役会では適宜説明を求め監督、助言等を行うなど、事業や業界動向を中心に当社が期待する意思決定の妥当性、相当性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
取締役	佐 伯 恭 子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する幅広い見識に基づき独立した客観的な立場から、取締役会では適切な意見や助言等を行うなど、当社のコーポレートガバナンス強化を中心に当社が期待する意思決定の妥当性、相当性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
常 勤 監査役	南 谷 洋 至	当事業年度に開催された取締役会のうち、就任後に開催された取締役会10回の全てに、また、就任後に開催された監査役会11回の全てに出席いたしました。 弁護士として長年にわたる企業法務に関する幅広い経験及び専門的かつ高い見識に基づき、公正中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

区 分	氏 名	出 席 状 況、 発 言 状 況 及 び 社外取締役 に期待される役割 に関して行った職務の概要
監査役	武 井 孝 太	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 弁護士として企業法務に関する幅広い経験及び専門的かつ高い見識に基づき、公正中立的な立場から、適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	熊 本 宣 晴	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 長年にわたる行政での経験及び当社の事業領域において高度な見識に基づき、客観的・中立的な立場から今後の業界動向等、適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(参考) スキル・マトリックス

① 役員のスキル・マトリックス

氏 名	地 位	当社が役員に期待する専門性、経験等						
		創業精神 への共感	サステナ ビリティ (ESG・ SDGs)	企業経営 経験	商品・ サービス の開発	IT・DX	会計・ ファイ ナンス	法務・ リスクマネ ジメント
黒木哲史	代表取締役 社長	○	○	○	○			
山崎武夫	取締役	○		○	○	○		
大西智明	取締役	○	○	○			○	
城尾浩平	取締役	○		○	○			
小川真二郎	社外取締役	○		○	○	○		
佐伯恭子	社外取締役	○					○	
南谷洋至	常勤監査役	○						○
武井孝太	社外監査役	○						○
熊本宣晴	社外監査役	○	○	○				○

② スキル項目の選定理由と判断基準

項 目	選定理由	判断基準
創業精神への共感	創業精神に基づく企業理念である「24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る。」の実現が、当社の究極的な目標のため	当社の企業理念に対する深い理解を持ち、当社の将来ビジョンを明確に描きつつ戦略的な意思決定を行い、持続的な成長を促進できること
サステナビリティ (ESG・SDGs)	創業精神において、ESG経営の視点は不可欠であり、持続可能な社会の実現と当社の持続的な成長を目指して、当社「サステナビリティレポート2024」中の『マテリアリティの特定』に基づく重点課題並びにSDGsで定められている目標等を達成するためには、ESG・SDGsに関する経験・見識・専門性等が必要なため	「ESGに配慮しながら活動を進めれば、結果としてSDGsで定められている目標達成を実現できる」との考えに基づき、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）のいずれか、もしくは複数の要素を備えていること
企業経営経験	事業環境が急速に変化するなか、変化に対応して持続的に発展し企業価値を向上させるためには、「企業理念」に基づき、当社の向かう方向性（企業戦略）を示して迅速な経営判断を行うことが必要であり、そのためには企業経営の経験が不可欠なため	企業経営の経験を有していること (規模の大小は問わない)
商品・サービスの開発	中長期的・持続的な成長・発展のためには、業界に対する一定程度の知識を基に新たなニーズを発掘し、そのニーズに対応した商品やサービスを開発して販売するには、マーケティング力や営業力が必要なため	これ迄に医療介護又はその周辺分野に十分に関わっており、業界動向や競合他社の戦略を適切に評価できるレベルの知識を有し、それを基に新たなニーズを発掘して顧客ロイヤリティを高める商品やサービスの開発が出来、ブランド価値を向上させて、競合他社との差別化を図れること

項 目	選定理由	判断基準
IT・DX	デジタル化がますます進んでおり、効率的な企業経営や革新的な商品、サービスの開発や生産性の向上等を図るためには、IT・デジタルの活用が不可欠なため	デジタル分野における一定程度の経験、見識、専門性を有しており、最新のテクノロジー動向を捉え、デジタルイノベーションを推進すべく、社内の生産性向上やサービスの進化に資する技術選定と導入を図れること
会計・ファイナンス	不正会計の防止、経営全体を俯瞰して事業活動の投資に必要なスムーズな資金調達を行うためには、企業の会計上のコンプライアンスを確保するために必要な知識や経験が不可欠なため	以下のいずれかに該当すること ・「CFO」「経理・財務部門長」又はそれに類する職務経験を有していること ・「会計系資格（※）」を保有し、かつその業務経験を有していること ※公認会計士・税理士等
法務・リスクマネジメント	企業活動の根幹である法令遵守や倫理コンプライアンスの徹底を図りながら事業を展開していくためには、これらに関する知識や経験が不可欠なため	以下のいずれかに該当すること ・「法務部門長」「内部監査部門長」又はそれに類する職務経験を有していること ・「法律系資格（※）」を保有し、かつその業務経験を有していること ※弁護士・司法書士・弁理士等

- (注) 1. スキル・マトリックスは、2024年1月15日開催の取締役会にて制定いたしました（最終改定2024年9月13日）、取締役会メンバーの有するすべての知見・経験を表すものではありません。
 なお、役員候補者の選定に際しましては、本スキル・マトリックスに合致することに加えて、当該役員候補者の人格等を総合的に判断のうえ決定いたします。
2. 当社が求めるスキルは、経営戦略に照らして経営環境及び事業戦略の変化に応じて適時更新してまいります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの金額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 事業の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、経営理念を具現化するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを適切に行う体制として、以下の基本方針に従って内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図ります。

なお、当社は、2024年1月15日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の一部改定を決議いたしました。

(改定の要旨)

2024年1月1日付にて子会社を取得したことによる子会社を含む内部統制システムに関する事項等を追加

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。
- イ. 法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ウ. 取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施する他、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。
- エ. 内部通報制度を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。
- オ. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び当社子会社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
- カ. 反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。
- キ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。
- イ. 文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 組織横断的リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- イ. リスク・コンプライアンス管理委員会は、当社及び当社子会社に一定程度の影響を与える可能性のあるリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織横断的対応を推進する。
- ウ. 緊急事態が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- エ. 内部監査部門は、当社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 原則として、月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。
- イ. 取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。
- ウ. 取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項について、事前に十分な検討を行う。
- エ. 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 「子会社管理規程」を定め、本規程に従い適切な管理を行う。
- イ. 当社子会社の営業成績及び財務状況その他重要な事項についての、定期的な報告体制を構築する。
- ウ. 当社子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、一定の重要事項及びリスク情報については、事前報告を義務付け、さらにその中から重要な事項に関しては、当社取締役会決議又は当社所定の承認を要するものとする。
- エ. 当社の内部監査部門は、当社子会社に対する監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督のもと、職務を執行する専任の補助使用人を選任する。
- イ. 前号の使用人は、当該職務に従事する場合は同監査役の指示に従い、その職務を行うものとし、当該職務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。
- ウ. 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役と取締役が事前に協議を行い、監査役の承認を要する。

- ⑦ 当社及び当社子会社の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- ア. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。
 - イ. 監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるものとする。
 - ウ. 監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、必要に応じて監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。
 - イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性と効率性の確保を図る。
 - ウ. 監査役が職務の執行に係る費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該請求にかかる費用又は監査役の職務の執行に必要なではないことが明らかな場合を除き、会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当事業年度に実施した上記体制の運用状況の概要は以下のとおりとなります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の内部統制を強化すべく、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、業務に関連する法改正等の情報共有と社内啓蒙活動のため、イントラネット等による情報発信を定期的に行うなど、コンプライアンス意識の向上を図っております。

また、「内部通報制度運用規程」の定めに従い、社内外に公益通報の相談窓口を設置しております。定期的に社内報等を通じて、内部通報制度の周知を図ることにより、全社で内部通報対応を実施しており、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等を定め、当該規程に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄を行っております。

取締役及び監査役は、取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、決裁書等の文書を常時閲覧できる状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社が被る損失又は不利益を最小限にするためにリスク管理に関する規程及び事業継続計画（BCP）を策定し、「リスク・コンプライアンス委員会」を中心とするリスク管理体制を整備しております。事業継続計画（BCP）に従い、様々な訓練計画を定めるとともに、必要に応じてリスク予防体制の見直しや教育体制を強化し、新たな課題への対策を実施することで当社のリスク管理体制を強化しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役2名）と監査役3名（うち、社外監査役3名）で構成され、活発な議論が行われております。

取締役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務の執行を行っております。

また、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、定期的に進捗状況を確認しています。

なお「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、社内の重要事項は迅速かつ適切な決裁を受けております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」の定めに従い、子会社に対する適切な管理を行っております。

また、当社は、子会社から営業成績及び財務状況その他重要な事項に係る報告を、定期的に受領しております。

なお、当社は、子会社から一定の重要事項及びリスク情報については事前報告を受領しており、その中から重要な事項に関しては、当社取締役会決議又は当社所定の承認手続きを経ております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人を設けておりませんが、当社内部監査室が監査活動の補助を行っております。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社では、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行っております。

また、監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けております。

なお、監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底しております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

原則として、月1回監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、監査法人、内部監査室と相互に密な連携及び情報交換、稟議書や主要な会議体の議事録の閲覧等を通じて、自ら情報収集を行い、監査の有効性と効率性の確保を図っております。

なお、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について、必要な予算を確保し、速やかに処理しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,703,139	流動負債	1,945,702
現金及び預金	565,926	買掛金	756,007
売掛金	1,873,232	1年内返済予定の長期借入金	231,138
商品	161,307	リース債務	68,545
その他	102,673	未払金	119,104
固定資産	4,348,073	未払費用	356,805
有形固定資産	3,308,661	未払法人税等	191,643
建物	2,589,673	預り金	40,769
構築物	48,087	賞与引当金	140,129
工具、器具及び備品	81,953	その他	41,559
リース資産	332,477	固定負債	2,733,727
土地	150,731	長期借入金	2,028,598
建設仮勘定	105,738	リース債務	317,111
無形固定資産	393,453	繰延税金負債	274,330
のれん	58,824	資産除去債務	95,927
ソフトウェア	275,901	その他	17,760
ソフトウェア仮勘定	44,356	負債合計	4,679,429
その他	14,370	純資産の部	
投資その他の資産	645,959	株主資本	2,371,782
投資有価証券	999	資本金	200,216
長期貸付金	260,000	資本剰余金	350,226
長期前払費用	78,114	利益剰余金	2,121,358
敷金及び保証金	218,798	自己株式	△300,018
繰延税金資産	88,045	純資産合計	2,371,782
資産合計	7,051,212	負債純資産合計	7,051,212

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,984,799
売 上 原 価		7,577,351
売 上 総 利 益		2,407,447
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,355,771
営 業 利 益		1,051,676
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,841	
補 助 金 収 入	22,366	
そ の 他	286	26,495
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,368	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	15,000	
そ の 他	2,013	55,382
経 常 利 益		1,022,789
特 別 損 失		
減 損 損 失	53,037	53,037
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		969,752
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	287,889	
法 人 税 等 調 整 額	△37,167	250,722
当 期 純 利 益		719,030
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		719,030

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	195,382	345,392	1,402,327	△299,978	1,643,125	1,643,125
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,833	4,833			9,667	9,667
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			719,030		719,030	719,030
自 己 株 式 の 取 得				△40	△40	△40
当 期 変 動 額 合 計	4,833	4,833	719,030	△40	728,657	728,657
当 期 末 残 高	200,216	350,226	2,121,358	△300,018	2,371,782	2,371,782

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称 PADDY FIELD株式会社

2024年10月15日付で、当社の連結子会社であるPRIMARY ASSET ONE株式会社は、PADDY FIELD株式会社に商号を変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 商品

総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

イ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～39年

構築物 10年～30年

工具、器具及び備品 2年～15年

イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

ウ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5～10年です。

④ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア. 在宅訪問薬局事業

在宅訪問薬局事業においては、患者様への医薬品等の調剤・販売を履行義務として識別しております。医薬品等の販売については、患者様への引渡時点で履行義務が充足されるため、医薬品等を患者様へ引渡した時点で収益を認識しております。

イ. きらりプライム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

きらりプライム加盟店に対する営業支援等を履行義務として識別しております。きらりプライム加盟先への営業支援等を行った時点で履行義務が充足されるため、営業支援等を行った時点で収益を認識しております。

介護施設建設のための助言・支援を履行義務として識別しております。顧客との間で締結した契約に定められた条件を達成した時点で履行義務が充足されるため、当該義務が充足された時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

基本料金、医薬品仕入交渉代行及び報告書システム貸与サービス、在宅訪問薬局参入及び介護事業参入のためのコンサルティングサービス並びにそれらを組み合わせたパッケージプランサービス等を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

ウ. プライマリケアホーム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

当社グループが運営する介護施設の利用者様に対する、特別訪問看護指示書等に基づく訪問看護サービスや、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成及び介護用品等の提供を履行義務として識別しております。介護施設の利用者様に対する特別訪問看護指示書等に基づく訪問看護サービスや、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成及び介護用品等を提供した時点で履行義務が充足されるため、これらのサービスを提供した時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

介護施設の利用者様に対する居室その他サービス及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

⑥ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等につきましては、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産（在宅訪問薬局事業）の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

在宅訪問薬局事業に係る有形固定資産	517,592	千円
在宅訪問薬局事業に係る無形固定資産	207,350	千円
在宅訪問薬局事業に係る減損損失	53,037	千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、減損判定のグルーピングの基本単位を店舗ごととしております。各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会で承認された事業計画や店舗別予算を基礎としております。見積りに用いた主要な仮定は、在宅患者数、処方箋枚数、薬剤料、技術料及び人員計画等の仮定に基づいて作成した将来の利益計画等を考慮して見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により将来キャッシュ・フローの見積りが変化した場合には、将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産（帳簿価額）

建物	2,343,889	千円
構築物	38,630	千円
計	2,382,520	千円

② 担保に係る債務

長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,533,259	千円
-----------------------------	-----------	----

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 595,330 千円

(3) シンジケートローン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出シンジケートローン契約を締結しています。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出シンジケートローンに係る借入金未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越枠及び貸出シンジケートローンの総額	1,400,000	千円
借入実行残高	—	千円
差引額	1,400,000	千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都	店舗（薬局）用資産	建物、工具・器具及び備品、ソフトウェア、 のれん	30,711
福岡県	店舗（薬局）用資産	建物、工具・器具及び備品、ソフトウェア	17,538
神奈川県	店舗（薬局）用資産	工具・器具及び備品、ソフトウェア	3,104
千葉県	店舗（薬局）用資産	工具・器具及び備品、ソフトウェア	1,683
合計			53,037

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については店舗単位で、遊休資産、停止予定資産及び処分予定資産は個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、店舗の既存の投資回収が困難になったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（53,037千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物8,981千円、工具、器具及び備品12,850千円、ソフトウェア9,776千円及びのれん21,428千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を備忘価額まで減額しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	7,246,000	31,200	－	7,277,200

(注) 当連結会計年度の増加株式数31,200株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	147,100	28	－	147,128

(注) 当連結会計年度の増加株式数28株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会 計年度末 残高 (千 円)
			当連結会 計年度期 首	増加	減少	当連結会 計年度末	
当社	第3回ストック・オプションと しての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	第4回ストック・オプションと しての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	第5回ストック・オプションと しての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計			－	－	－	－	－

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月26日開催予定の第18回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	142,601千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20.00円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入金の一部は金利の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗及び介護施設の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。長期貸付金は、主に介護施設の賃借に係るものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的にキャッシュ・フロー計画、実績を作成し、毎月の取締役会にて資金の状況を報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金	260,000	257,685	△2,314
敷金及び保証金	218,798	217,218	△1,580
資産計	478,798	474,903	△3,894
長期借入金	2,259,736	2,084,701	△175,034
リース債務	385,657	383,081	△2,576
負債計	2,645,393	2,467,782	△177,611

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、「長期借入金」及び「リース債務」には、1年以内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含めた金額を記載しております。

また、市場価格のない株式等は、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	999

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の安定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	257,685	－	257,685
敷金及び保証金	－	217,218	－	217,218
資産計	－	474,903	－	474,903
長期借入金	－	2,084,701	－	2,084,701
リース債務	－	383,081	－	383,081
負債計	－	2,467,782	－	2,467,782

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金、敷金及び保証金

これらの時価については、契約期間等に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに当社グループのスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含めた金額を記載しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	在宅訪問 薬局事業	きらりプ ライム事業	プライマリケ アホーム事業	計	その他事業	合計
一時点で移転される財 又はサービス	7,117,331	509,251	638,154	8,264,737	1,876	8,266,613
一定の期間にわたり 移転されるサービス	—	770,017	944,568	1,714,585	—	1,714,585
顧客との契約から生じる 収益	7,117,331	1,279,268	1,582,723	9,979,323	1,876	9,981,199
その他の収益	—	—	3,600	3,600	—	3,600
外部顧客への売上高	7,117,331	1,279,268	1,586,323	9,982,923	1,876	9,984,799

(注) 1. その他事業についてはICT事業を含んでおります。

2. プライマリケアホーム事業のその他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 1,498,284 千円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 1,873,232 千円

契約負債 (期首残高) 5,069 千円

契約負債 (期末残高) 6,688 千円

契約負債は主に、きらりプライム事業のパッケージプランサービス契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 332円65銭

(2) 1株当たり当期純利益 101円12銭

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,659,256	流 動 負 債	1,874,945
現 金 及 び 預 金	511,698	買 掛 金	756,007
売 掛 金	1,873,232	1年内返済予定の長期借入金	164,730
商 品	161,307	リ ー ス 債 務	68,545
貯 蔵 品	1,039	未 払 金	115,277
前 払 費 用	54,413	未 払 費 用	356,805
そ の 他	57,565	契 約 負 債	6,688
固 定 資 産	2,548,367	未 払 法 人 税 等	191,522
有 形 固 定 資 産	926,141	預 り 金	40,769
建 構 物	245,783	賞 与 引 当 金	140,129
構 築 物	9,457	そ の 他	34,469
工 具、器 具 及 び 備 品	81,953	固 定 負 債	950,134
リ ー ス 資 産	332,477	長 期 借 入 金	561,747
土 地	150,731	リ ー ス 債 務	317,111
建 設 仮 勘 定	105,738	資 産 除 去 債 務	53,515
無 形 固 定 資 産	392,184	そ の 他	17,760
の れ ん	58,824	負 債 合 計	2,825,080
ソ フ ト ウ エ ア	275,901	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	44,356	株 主 資 本	2,382,543
そ の 他	13,102	資 本 金	200,216
投 資 そ の 他 の 資 産	1,230,041	資 本 剰 余 金	350,226
投 資 有 価 証 券	999	資 本 準 備 金	340,221
関 係 会 社 株 式	500,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,005
長 期 貸 付 金	260,000	利 益 剰 余 金	2,132,118
長 期 前 払 費 用	76,696	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,132,118
敷 金 及 び 保 証 金	304,298	別 途 積 立 金	9,081
繰 延 税 金 資 産	88,045	繰 越 利 益 剰 余 金	2,123,037
		自 己 株 式	△300,018
		純 資 産 合 計	2,382,543
資 産 合 計	5,207,624	負 債 純 資 産 合 計	5,207,624

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,981,199
売上原価		7,587,847
売上総利益		2,393,352
販売費及び一般管理費		1,351,719
営業利益		1,041,632
営業外収益		
受取利息	3,816	
補助金収入	22,366	
その他の	3,886	30,070
営業外費用		
支払利息	13,868	
シンジケートローン手数料	15,000	
その他の	2,013	30,881
経常利益		1,040,821
特別損失		
減損損失	53,037	53,037
税引前当期純利益		987,784
法人税、住民税及び事業税	287,768	
法人税等調整額	△29,666	258,102
当期純利益		729,682

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計			
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	195,382	335,387	10,005	345,392	9,081	1,393,354	1,402,436	△299,978	1,643,234	1,643,234
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,833	4,833		4,833					9,667	9,667
当 期 純 利 益						729,682	729,682		729,682	729,682
自己株式の取得								△40	△40	△40
当期変動額合計	4,833	4,833	－	4,833	－	729,682	729,682	△40	739,309	739,309
当 期 末 残 高	200,216	340,221	10,005	350,226	9,081	2,123,037	2,132,118	△300,018	2,382,543	2,382,543

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～25年
構築物	10年～30年
工具、器具及び備品	2年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、主なリース期間は5～10年です。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 在宅訪問薬局事業

在宅訪問薬局事業においては、患者様への医薬品等の調剤・販売を履行義務として識別しております。医薬品等の販売については、患者様への引渡時点で履行義務が充足されるため、医薬品等を患者様へ引渡した時点で収益を認識しております。

② きらりプライム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

きらりプライム加盟店に対する営業支援等を履行義務として識別しております。きらりプライム加盟先への営業支援等を行った時点で履行義務が充足されるため、営業支援等を行った時点で収益を認識しております。

介護施設建設のための助言・支援を履行義務として識別しております。顧客との間で締結した契約に定められた条件を達成した時点で履行義務が充足されるため、当該義務が充足された時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

基本料金、医薬品仕入交渉代行及び報告書システム貸与サービス、在宅訪問薬局参入及び介護事業参入のためのコンサルティングサービス並びにそれらを組み合わせたパッケージプランサービス等を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

③ プライマリケアホーム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

当社が運営する介護施設の利用者様に対する、特別訪問看護指示書等に基づく訪問看護サービスや、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成及び介護用品等の提供を履行義務として識別しております。介護施設の利用者様に対する特別訪問看護指示書等に基づく訪問看護サービスや、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成及び介護用品等を提供した時点で履行義務が充足されるため、これらのサービスを提供した時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

介護施設の利用者様に対する居室その他サービス及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等につきましては、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産（在宅訪問薬局事業）の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

在宅訪問薬局事業に係る有形固定資産	517,592	千円
在宅訪問薬局事業に係る無形固定資産	207,350	千円
在宅訪問薬局事業に係る減損損失	53,037	千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 固定資産（在宅訪問薬局事業）の減損損失」に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	330	千円
長期金銭債権	100,000	千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

434,860 千円

(3) シンジケートローン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出シンジケートローン契約を締結しています。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出シンジケートローンに係る借入金未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越枠及び貸出シンジケートローンの総額	1,400,000	千円
借入実行残高	－	千円
差引額	1,400,000	千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用

170,064 千円

営業取引以外の取引による取引高

3,600 千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都	店舗（薬局）用資産	建物、工具・器具及び備品、ソフトウェア、のれん	30,711
福岡県	店舗（薬局）用資産	建物、工具・器具及び備品、ソフトウェア	17,538
神奈川県	店舗（薬局）用資産	工具・器具及び備品、ソフトウェア	3,104
千葉県	店舗（薬局）用資産	工具・器具及び備品、ソフトウェア	1,683
合計			53,037

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については店舗単位

で、遊休資産、停止予定資産及び処分予定資産は個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、店舗の既存の投資回収が困難になったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（53,037千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物8,981千円、工具、器具及び備品12,850千円、ソフトウェア9,776千円及びのれん21,428千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を備忘価額まで減額しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	147,100	28	－	147,128

（注）当事業年度の増加株式数28株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	42,683 千円
減損損失	24,788 千円
資産除去債務	16,782 千円
未払事業税	14,491 千円
商品評価損	4,228 千円
その他	11,380 千円
繰延税金資産小計	114,355 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△17,075 千円
評価性引当額小計	△17,075 千円
繰延税金資産合計	97,279 千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△9,234 千円
繰延税金負債合計	△9,234 千円
繰延税金資産の純額	88,045 千円

（2）法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.4%から31.3%に変更されています。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が184千円増加し、法人税等調整額（借方）が同額減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	PADDY FIELD 株式会社	直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 2名	不動産の 賃借	170,064	敷金及び 保証金	100,000

(注) 上記取引は、一般的取引と同様、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 334円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円61銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 芳樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下平 雅和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HYUGA PRIMARY CARE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 芳樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下平 雅和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、代表取締役と定期的な意見交換を行った他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査室と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

HYUGA PRIMARY CARE株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 南 谷 洋 至 ㊞

社 外 監 査 役 武 井 孝 太 ㊞

社 外 監 査 役 熊 本 宣 晴 ㊞

(注) 監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ANAクラウンプラザホテル福岡 2階
「クラウンランドボールルーム」

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目3番3号 Tel 092-471-7111

開催日時

2025年6月26日（木曜日） 午前10時



交通

JR・地下鉄空港線「博多駅」下車 博多口より徒歩約5分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。